

授業実施及び大学施設等の利用にあたってのガイドライン

教育研究活動の実施に際しては、感染拡大防止のために3つの条件「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集」「近距離での会話や発話」が同時に重なることを徹底的に回避する対策が必要です。

本学では、文部科学省の3月24日付通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」及び5月1日付事務連絡「大学等における遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」に基づく、今後の大学運営の基本方針を下記の通りまとめていますのでご確認いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、当面はこの方針に従いますが、地域の感染状況の変化や政府・県からの指示・要請により、基本方針の緩和・強化、あるいは一切の登学禁止措置などを実施する場合があります。

1. 感染症対策について

(1) 基本的な感染症対策の実施

①感染源を絶つこと

- ・毎朝、自宅で検温及び風邪症状の確認をしてください。なお、登学の際は別紙の「体調チェックシート」に必要事項を記入し、授業担当者もしくは施設管理者に提出してください。
- ・発熱等の風邪の症状がみられる場合は、登学せず自宅で休養してください。

②感染経路を絶つこと

- ・授業や施設利用にあたっては、流水と石けんで必ず手を洗ってください。(30秒程度)
- ・咳エチケットを徹底するため、必ずマスクを着用してください。

③抵抗力を高めること

- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。

(2) 集団感染のリスクへの対応

①換気の徹底

- ・教室等のこまめな換気を行います。
※教室等の窓の配置状況により、常時出入り口を開けておくことがあります。
※エアコン使用時も換気を行います。

②密集を避ける

- ・多くの人々が手の届く距離に集まらないよう一定の距離を保ってください。
※学生フリースペースや食堂などでは隣同士で座らないようにしてください。

③近距離での会話や発声を避ける

- ・会話や発声の際はマスクを着用し、真正面を避けて身体的距離を一定確保するようにしてください。
※必ず各自でマスクを用意してください。

2. 出席停止の取り扱い

- (1) 学生の感染が判明した場合
 - ・当該学生に対し「出席停止」の措置を取ります。
 - ・回復の基準は、「発症日から 14 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合（厚生労働省 5 月 29 日付通知）」とします。
- (2) 学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・当該学生に対し「出席停止」の措置を取ります。
 - ・出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とします。
- (3) 学生に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・必ず自宅で休養してください。
 - ・当該学生に対し「出席停止」の措置を取ります。
- (4) 基礎疾患等により授業への出席に不安がある場合
 - ・当該学部学科にご相談ください。

3. 各授業科目等の実施における感染症対策

- ・各授業科目等の実施においても、当基本方針に沿った感染症対策を講じます。
- ・授業科目により、教員がフェイスシールドを着用して講義を行う場合があります。
- ・実験・実習科目においては、教員のみならず、学生もフェイスシールドの着用を指示する場合があります。

4. 海外から帰国した学生への対応

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域（※）」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある学生又は帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域（※）」に滞在歴のある学生等は、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登学して構いません。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得ますので最新の情報に注意してください。

(※)「検疫強化対象地域」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyoku_00001.html

(※)「入管法に基づく入国制限対象地域」

www.mhlw.go.jp/content/000630877.pdf

5. クラブ活動について

クラブ活動の実施の有無については、地域の感染状況や政府・関係省庁、県などからの指導・要請、大学運営の状況により判断し、学生生活委員会が決定します。以下、実施する際の基本方針を示します。

- ・練習記録簿を必ずつけること。
- ・部室の換気を行うこと。
- ・学生同士の距離を一定程度（1m以上）離すこと。
- ・活動中以外はマスクをつけること。
- ・コーチの指導を受けること。ただし、コーチの来学が難しい場合は、学生生活課員が練習開始時に立ち会い、活動状況を確認します。

6. スクールバスの運行について（2020年6月29日改定）

徒歩での通学を推奨します。なお、徒歩通学の際は、マスクを外したり、水分補給や帽子を着用したりするなど、熱中症に十分注意してください。

スクールバスは、7月1日（水）のダイヤから以下の通り変更します。

- ・着座のみでの運行とします。（×印は外します）
- ・教職員の優先乗車は5名から「2名」に制限したままとします。
- ・本山バス乗り場内では、間隔をあけて並んでください。
- ・車内は常時換気をします。また車内での会話は控えてください。

さまざまな制限が生じますので、登学の際は十分な余裕をもって行動してください。

7. 感染者等（他者）に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別はあってはなりません。さらに、新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見られることから、誰もが感染する可能性があり、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような意識してください。

以上

[第一報 2020年6月3日]

[第二報 2020年6月10日]

[最終更新 2020年6月29日]